

COP7（気候変動枠組条約第7回締約国会議）について

1 概要等

本年7月のCOP6再開会合において達成された、いわゆる京都議定書の中核的要素に関する合意（ボン合意）を踏まえて、その運用細則となる法的文書についての合意・採択を目指すもの。

期間：10/29（月）～11/9（金）（閣僚会合：11/7（水）～9日（金））

於：モロッコ・マラケシュ

2 我が国の基本的立場

我が国は、京都議定書の2002年発効を目指し、COP7で合意を達成すべく引き続き全力を尽くす。

全ての国が一つのルールの下で行動することが重要であり、米国を含めた合意が形成されるよう、米国の建設的対応を求め、引き続き最大限努力する。

京都議定書の目標を達成するための国内制度に総力で取り組む。

3 COP7における主な論点等

遵守

ボン合意では、遵守制度に法的拘束力を付与するか否かは、京都議定書発効後に開催される第一回締約国会合（COP/mop1）に先送りすることとなったが、途上国側は、COP7で法的拘束力を付与すべきと主張。（ボン合意の再議論）

京都メカニズム

京都メカニズムを十分活用しうる現実的なルールの作成ができるか。

吸収源

ロシアはボン合意における吸収量の上限値から大幅な変更（17.63 33 百万ト）を求めているが、当該数値が国際的に受け入れられるか。

途上国問題

途上国の将来の約束に関する検討を開始できるか。

C O P 7 の閣僚会合直前までの状況

1. 概況

11月6日午後10時すぎ（現地時間）より全体会合が開催され、これまで協議を行ってきた3つの交渉グループの（共同）議長より報告があった。遵守グループにおいては、法的文書案に全面合意した旨報告があった。

また、京都メカニズム及び5・7・8条（排出量の推計、報告、審査）に関する両グループにおいては、協議が進展してきているものの、まだ残された課題もあり、引き続き検討が行われている。

なお、現地時間7日（日本時間7日夜）より閣僚会合が開始されたところ。

2. 各論の状況等

(1) 遵守

不遵守の場合に課される措置に「法的拘束力」を持たせるか否かについては、議定書発効後の第1回締約国会合（COP/mop1）で決定することなどを含め、法的文書について全面合意した。

(2) 京都メカニズム

5日までに一応の議論が終了。これを踏まえ、交渉グループの共同議長（エストラーダ・アルゼンチン大使及びチャウ・マレーシア気象庁長官）より、合意案が各グループに示され、これについて意見交換を行っているところ。

(3) 5・7・8条（排出量推計・報告・審査）

合意に近づきつつあるも、主に以下の個別論点が残されている。

- ・ 吸収源に関する報告を義務づけるか
 - ・ 4条パブルに関する報告（個々の構成国の排出量報告を求めるか否か）
- 等

5・7条の遵守は、京都メカニズムの参加資格となる。

3. 閣僚会合の日程

- | | |
|---------|-----------------------|
| 11/7(水) | C O P 7 閣僚会合開会 |
| 10時より | ハイレベルセグメント（代表ステートメント） |
| 11時半より | ハイレベルセグメント開会式 |
| 15時より | 政府代表ステートメント（続き） |
| 11/8(木) | 閣僚級による交渉 |
| 11/9(金) | 全体会合（総括） |